シンポジウム「保険取引から見た債権法改正」

レジュメ:金岡 京子

保険法の観点からみた債権法改正の意義

東京海洋大学

金岡 京子

1.はじめに

(1)保険法現代化と債権法改正

保険法は、保険に係る契約の成立、効力、履行および終了に係る一般的な契約ルールを定めるものであるが、保険法に特別な規定がない場合には、一般法である民法の規定等が適用されることになる。したがって、保険契約に適用される民法の規定が改正され、または新設される場合に、その規定内容が、保険契約にどの程度影響を及ぼす可能性があるかについて検討することは、保険法の研究および実務に係る者にとっては重要な課題となる。

保険法は、保険契約ルールの一般法として引き続き適用すべき規定については、 平成 20 年改正前商法の内容を基本的に維持しているが、保険契約者等の保護を 強化すべき規定については、平成 20 年改正前商法に比べ、保険契約者等の保護 を強化した内容に改め、かつその多くの規定は、片面的強行規定として、保険契 約者等に不利な特約を無効とする内容になっている(たとえば告知義務に関する 規定、保険給付の履行期に関する規定、重大事由による解除に関する規定等)。

他方、保険法は、保険契約に適用される特別な規定を定める必要がない、もしくは保険法に一律な規定を定めることが困難であると判断された規律については、民法の一般ルールまたは消費者契約法等の規定に委ねている(たとえば、信義則上の諸義務、錯誤・詐欺等の意思表示の瑕疵に関する規定、保険料の支払に関する規定、消滅時効の起算点に関する規定、解約返戻金に関する規定等。ちなみに 2008 年に改正されたドイツ保険契約法は、日本の保険法で規定されなかった規律についても保険契約に関するルールとして規定しているものもあり、また民法の規定に委ねるものについては、その全てではないが、保険契約法の条文の中で、民法が適用されることを明示しているものもある。)。

レジュメ:金岡 京子

したがって、民法債権法改正中間試案(以下、「中間試案」という)で公表された改正案のうち、保険契約に適用される規定案が、保険法現代化に関する上記趣旨と調和する内容になっているか否かを検討し、保険法現代化に調和しない改正内容である場合には、保険法現代化に矛盾しない規定に改めることを提案する必要があると考えられる。

ところで中間試案においては、約款に関する規定の新設が検討されているが、約款の解釈、および無効とされた約款の欠缺補充については、ドイツ民法のような約款の特性を考慮した規定(BGB§305cAbs.2,§306)が置かれておらず、個別当事者間の合意により個別的に内容を確定する契約と共通の契約法一般ルールとしての規定が検討されている。したがって中間試案のような約款規制に関する規律が新設される場合には、次の点が問題となると考えられる。第一に、民法の約款規制が新たに加わることにより、保険約款の内容規制の範囲が拡大されるか否か、第二に、中間試案の不当条項規制に関する規定は、保険約款の内容規制を実効性あるものとする規定になっているか否か、第三に、長期間の継続を前提とする保険契約に適用される保険約款が無効となったときに、その保険約款を補充する保険契約に適用される保険約款が無効となったときに、その保険約款を補充することができる任意規定がない場合に、中間試案の契約解釈で定められた補充的契約解釈および約款の変更に関する規定の適用により、欠缺補充が可能であるか否かである(ドイツの VVG§16、§203Abs4,5 とは異なり、保険法には、長期間継続することを前提とした生命保険および傷害疾病定額保険の約款が判決により無効となったとき等の契約の変更に関する規定がない。)。

(2) 本報告における検討対象

そこで本報告においては、最初に、保険法に定めがないため、契約法の一般ルールとして保険契約に適用される中間試案のうち、保険約款の内容に影響を及ぼすと思われる規定について検討し、中間試案が保険法現代化の趣旨と調和した内容となっているか否かについて考察することとする。また中間試案の規定と異なる保険約款は、消費者契約法 10 条により無効となる可能性があるか否かについ

シンポジウム「保険取引から見た債権法改正」

レジュメ:金岡 京子

て検討することとする。

次に、民法に新設される約款の不当条項規制により、保険約款の内容規制の範囲が拡大するか否かを検討するために、第一に、保険法の片面的強行規定の適用を受ける保険約款は、片面的強行規定による約款の内容規制に加えて、さらに民法による内容規制を受けることになるか否かについて、第二に、保険法の片面的強行規定の適用を受けない保険約款、および保険法に定めがない保険約款は、新たに民法による内容規制を受けることになるか否かについて、第三に、保険法の裁判を通して実現されてきた解釈による保険約款の内容規制は、約款の内容規制に関する一般ルールの新設により、実効性がより高められるものとなるか否かについて、さらには第四に、保険約款の特性をも包含した約款規制の一般ルールとするためには、中間試案の約款の内容規制に関する規定の見直しが必要であるか否かについて、考察することとする。

最後に、保険数理に基づく保険給付の継続的履行の確保と保険契約者間の公平性の維持が必要不可欠である保険契約で使用される保険約款が、民法の不当条項規制により無効となり、その無効とされた約款の代わりとなる任意規定がない場合に、第一に、民法の契約解釈原則において規定された補充的契約解釈により欠缺補充が可能であるか否かについて、第二に、無効とされた保険約款と同様の約款条項を使用するすべての保険者は、民法の約款変更の規定に基づき、継続中の保険契約に適用されている当該約款を変更することが可能であるか否かについて、第三に、保険者は保険約款が判決により無効とされる可能性に備え、保険約款に無効とされた保険約款の欠缺補充に関する条項を定めるべきであるか否かについて、検討することとする。

2.保険契約に適用される民法債権法改正案

(1)保険契約に影響が及ぶ可能性がある規定

保険法に定めがない規定のうち、保険契約の内容に影響が及ぶ可能性がある中

シンポジウム「保険取引から見た債権法改正」

レジュメ:金岡 京子

間試案の規定としては、 消滅時効の起算点に関する規定、 逸失利益等算定の際に使用される中間利息控除に関する規定、 契約の解除に関する規定、 複数契約の解除に関する規定、 契約上の地位の移転に関する規定、 約款の変更に関する規定、 事情変更の法理に関する規定、 継続的契約の終了に関する規定等が考えられる。

について中間試案では、民法 166 条 1 項の「権利を行使することができる 時」という起算点を維持する案(甲案)と「債権者が債権発生の原因及び債務者 を知った時(債権者が権利を行使することができる時より前に債権発生の原因及 び債務者を知っていたときは、権利を行使することができる時)」(乙案)の両案 が提案されている。甲案は、権利行使に法律上の障害がなくなったときを基本と しつ つ も 、具 体 的 な 事 案 に お け る 権 利 行 使 の 現 実 的 な 期 待 可 能 性 を 考 慮 に 入 れ て 消滅 時 効 の 起 算 点 を 判 断 し た 判 例(生 命 保 険 契 約 に お け る 保 険 金 請 求 権 の 消 滅 時 効の起算点に関する最判平成 15 年 12 月 11 日民集 57 巻 11 号 2196 頁等)が維 持されることを想定している。他方乙案は、契約に基づく一般債権については、 その発生時(契約時)に債権者が債権発生の原因及び債務者を認識していること が通常であることから、債権発生の原因及び債務者を認識したときを起算点とす る が 、履 行 期 の 定 め が あ る 等 の 事 情 の た め に 、 債 権 者 が 債 権 発 生 の 原 因 及 び 債 務 者を知ったときよりも後になって権利を行使することができるような場合には、 権 利 を 行 使 す る こ と が で き る と き が 消 滅 時 効 の 起 算 点 と な る こ と を 想 定 し て い る。乙案によれば、保険給付請求権の発生原因である保険給付事由の発生および 保険者を知っていたとしても、保険給付履行期が到来するまでは、保険給付請求 権を行使するための法律上の障害があるとして、保険給付事由発生時の翌日では なく、保険給付履行期の翌日が消滅時効の起算点になると解される可能性がある。 しかしこのように乙案を解したとき、保険給付請求がなされない場合に、保険給 付 請 求 権 の 消 滅 時 効 の 起 算 点 を ど の よ う に 確 定 し 得 る か と い う 問 題 が 残 る 。

について中間試案は、損害賠償額の算定に当たって中間利息控除を行う場合 には、それに用いる割合は、年〔5パーセント〕とするものとする規定を提案し

レジュメ:金岡 京子

ている。 損害賠償責任保険契約によりてん補することとされる損害である将来の 逸失利益や費用等は、現在価額に換算して一時金として支払われる場合には、損 害 賠 償 額 算 定 の 基 準 時 か ら 将 来 利 益 を 得 ら れ た で あ ろ う 時 ま で の 利 息 相 当 額(中 間利息)を控除した金額が支払われることが通例である。判例は、中間利息控除 には法定利率を用いなければならないとする立場である(最判平成 17年 6月 14 日 民 集 59 巻 5 号 983 頁) が、 民 法 改 正 に よ り 法 定 利 率 が 変 動 制 に 改 め ら れ た 場 合に、中間利息控除につき法定利率を統一的に用いている現在の損害賠償額算定 実 務 へ の 影 響 を 避 け 、 現 状 を 維 持 す る た め に 、 中 間 利 息 控 除 に 用 い る 割 合 を 年 5 % 等 固 定 利 率 と す る 旨 の 規 定 を 法 定 利 率 と は 別 に 法 律 で 定 め る こ と が 検 討 さ れ ている。中間試案の考え方に対しては、中間利息控除を要するものとするか否か、 お よ び 中 間 利 息 控 除 を す る 場 合 の 具 体 的 な あ り 方 に つ い て は 、 法 律 に 規 定 を 設 け ないで実務に委ねるべきであり、また一定の時点(損害の発生時点等)の法定利 率 も し く は 法 定 利 率 と は 異 な る 一 定 の 指 標 を 中 間 利 息 控 除 に 用 い る と い う 考 え 方もあり得ることが指摘されている。他方、中間利息控除に関する規定を設ける 場合には、その割合も、市場金利と連動する変動制によるべきであるとする考え 方もある。賠償責任保険契約実務にとって影響が大きいと思われる点は、中間利 息 控 除 に 用 い る 利 率 を 固 定 利 率 と す る 旨 の 規 定 が 定 め ら れ る と し て も 、そ の 利 率 がいかなる基準に基づき法定化され、また、いかなる基準によるその利率が変更 される可能性があるかという点、および民法の法定利率が変動制に移行する中で、 中間利息控除に関する規定が設けられなかったときに、中間利息控除に用いる利 率を固定利率とする約定が認められるか否かという点であろうと考えられる。

について中間試案では現行民法 541 条(履行遅滞等による解除権)の改正案として、催告期間が経過したときの不履行が契約をした目的達成を妨げるものでないときは、解除することができない旨の規定の付加が提案されている。具体的事例としては、履行を遅滞している部分が数量的にごく一部である場合や、不履行に係る債務自体が付随的なものであり、契約をした目的の達成に影響を与えないものである場合等が考えられている。保険契約においては、月払保険料の支

レジュメ:金岡 京子

払遅滞の場合に、保険契約の継続期間および保険料積立金額等を考慮すると、履行遅滞部分が数量的にごく一部であり、保険契約目的の達成に影響を与えないと認められる場合もあり得るか否かが、本規定の新設との関係で問題となる可能性があると考えられる。

について中間試案は、同一当事者間で締結された複数の契約の内容が密接に関連付けられており、そのうち一つの契約に債務不履行による解除の原因があり、これによって複数の契約をした目的が全体として達成できないときは、相手方は、当該複数の契約すべてを解除することができるものとする規定の新設を提案している。補足説明によれば、この規定は、最判平成8年11月12日民集50巻10号2673頁の判例を一般化した法理であるとされる。保険契約において問題となり得るのは、たとえば傷害疾病定額保険契約と生命保険契約において、複数の主契約の保障内容が、一つの組み合わせ商品として提供されており、相互に密接に関連している場合に、そのうちの一つの契約が保険料不払解除になったときに、他の複数の主契約をすべて解除できると解され得るか否か、もしくは主契約と特約の内容が相互に密接に関連づけられている場合に、特約が保険料不払解除されるときに、主契約も解除できると解され得るか否かである。

の契約上の地位の移転に関する中間試案は、契約の相手方が契約上の地位を譲渡する旨の合意を承諾したとき、譲受人は譲渡人の契約上の地位を承継するものとする規定を提案しているが、相手方がその承諾を拒絶することに利益を有しない場合には、相手方の承諾を要しない旨の規定を設けることも検討している。この規定によれば、保険金受取人が介入権を行使したとき(保険法 60 条から 62 条、89 条から 91 条)、保険契約者と保険金受取人が保険契約上の地位を保険金受取人に移転することを合意し、その合意を保険者が承諾した場合に、保険金受取人は保険契約者の契約上の地位を承継することになる。保険金受取人の介入権行使の場合に限らず、保険者が保険契約上の地位の移転に関する合意を拒絶した場合には、保険契約上の地位の移転はできないことになる。たとえば、生命保険契約の買い取りのような事案(東京高判平成 18 年 3 月 22 日判時 1928 号 133

レジュメ:金岡 京子

頁)においては、保険者が保険契約者の地位の移転に関する合意に同意しないことが、権利濫用または信義則違反に該当しないと解されている。しかし保険金受取人が介入権を行使した場合には、公益に反する等の特段の事情がない限り、保険者は保険金受取人への契約上の地位の移転の合意を拒絶することができないものとしなければ、保険契約者がその後保険料を支払うことができず、結果的には遺族保障のための生命保険契約等を継続できなくなり、保険金受取人が介入権を行使した意味がなくなってしまう可能性もある。したがって、民法に契約上の地位の移転に関する規定を新設する場合には、相手方の承諾を要しない場合として、相手方がその承諾を拒絶することに利益を有しない場合に加えて、相手方がその承諾を拒絶することに利益を有しない場合に加えて、相手方がその承諾を拒絶した場合に、契約者上の地位の移転を望む当事者が、契約目的を達成できない場合等も含めるべきであるか否か検討する必要があると考えられる。

の約款変更について中間試案は、ア約款の内容を画一的に変更すべき合理的な必要性があり、イ当該約款を使用した契約が多数あり、すべての相手方から同意を得ることが著しく困難であり、ウ上記アの必要性に照らして、当該約款の内容が合理的であり、かつ変更の範囲及び程度が相当なものであり、エ不利益変更の場合には、その不利益の程度に応じて適切な措置が講じられている場合には、約款の使用者は、相手方の同意を得ることなく約款の変更により、契約内容を変更することができる旨の規定を設けることを検討している。保険契約においては、保険業法施行規則 11 条 7号(保険契約の内容が変更されることがある場合の要件、変更箇所、変更内容及び保険契約者に対して保険契約の内容の変更を通知した場合、当該保険契約者が不利益を受けることなく、当該保険契約を将来に向かって解除できるものであること)に基づき、約款変更に関する条項が保険約款に定められている場合がある。約款使用者の約款変更権が民法に規定された場合には、保険業法施行規則 11 条 7号に基づく契約内容変更に関する条項が保険約款に定められている場合であっても、保険契約者の同意を得ることなく、保険契約者

シンポジウム「保険取引から見た債権法改正」

レジュメ:金岡 京子

に不利な保険約款変更を行うことも可能となり得るため、保険契約者等の保護の 観点からみて問題のある規定であると考えられる。他方、約款変更に関する規制 は、後述する約款の内容規制により保険約款が無効とされた場合には、適時に適 切な内容の約款の変更を行うための有効な手段を提供する規定にもなる可能性 もあると言える。しかしその場合であっても、ドイツ保険契約法 164 条のよう に、契約目的を維持したうえで保険契約者の利益を適切に考慮すること等の要件 を加える必要があると思われる。

の事情変更の法理に関する中間試案は、契約締結後に、その契約において前提となっていた事情に変更が生じた場合において、ア.その事情の変更が、契約締結時に当事者が予見することができず、かつ、当事者の責に帰することのできない事由により生じたものであり、イ.その事情の変更により、契約をした目的を達することができず、又は当初の契約内容を維持することが当事者間の衡平を著しく害することとなるとき、当事者は、契約の解除又は契約の改訂の請求をすることができるものとするかどうかについて、引き続き検討するとしている。

保険契約における事情変更は、保険業法 240条の 2 に該当する場合も含まれると考えられるが、民法に事情変更の法理が規定された場合には、保険者の申出による保険業法 240条の 2 から 13 による手続とは別に、保険契約の当事者は、保険契約を解除することが認められ、また民事上の請求権として、保険契約の改訂の請求をすることができることになるものと思われる。しかしながら、保険法で認められている保険者による解除(告知義務違反、危険増加、重大事由による解除)および保険料不払を理由とする債務不履行解除以外に保険者による解除を認めることは、保険契約者等の保護の観点から制限されるべきであり、また保険法には保険契約者の任意解除権に関する規定(保険法 27条、54条、83条)があることから、民法の事情変更の法理により、保険契約の当事者に解除権を認める実益性は乏しいと考えられる。また事情変更の法理に関する規定により、大量の保険契約者が同時期に集中的に解除すると、保険者の財務状況が急激に悪化し、保険給付の継続的履行が困難になる恐れがあることから、事情変更の法理に関す

レジュメ:金岡 京子

る規定を保険契約に適用することの意義は見出し難いと思われる。さらに事情変更の法理に関する規定により、保険契約者が保険者に対し保険契約の改訂を請求する場合には、保険者は保険業法 240 条の 2 に基づく手続を開始しなければならないことになるか否か、また保険契約者が保険契約の改訂を求めて訴訟を提起する必要があるか否かも問題となる。

について中間試案は、期間の定めがある契約において、当事者の一方が契約の更新を申し入れた場合に、当該契約の趣旨、契約に定めた期間の長短、従前の更新の有無及びその経緯その他の事情に照らし、当該契約を存続させることにつき正当な事由があると認められるときは、当該契約は従前と同一の条件で更新されたものとみなすものとする旨を規定することを検討している。この規定が設けられると、保険期間の終了に伴い、新たな契約を締結する実務を行っている損害保険契約に対し、相当な影響が及ぶものと考えられる。特に従前と同一条件で契約更新することに適さない場合として、損害保険契約によりてん補される損害の性質上、従前とは異なる条件で契約締結することが保険契約者等の利益になる場合(たとえば自動車保険契約における保険料等の条件、被保険者の範囲の変更、車両保険の保障内容の見直し等)、保険者の引受基準を満たさなくなった保険契約者の申込に対し不承諾する場合等が想定され得る。反対に、このような規定が法定されると、契約更新の申し入れに対する拒絶事由が明確化され、法的安定につながるという考え方もあり得ると思われる。

(2)保険約款改訂の必要性の有無

次に、上記(1)で検討した保険契約に係る民法改正が行われた場合に、保険 約款を改訂する必要があるか否かについて検討していくこととする。

消滅時効の起算点について、上記乙案が規定された場合には、保険給付請求権の消滅時効の起算点を保険事故発生時の翌日と定める保険約款の改訂を検討する必要があると考えられる。保険給付履行期の翌日を消滅時効の起算点と定める場合には、保険給付請求がない場合に消滅時効の起算点が定まらないという問題

レジュメ:金岡 京子

を解決するために、保険給付請求がない場合には保険事故発生時の翌日を消滅時 効の起算点とする等の保険約款上の手当てが必要になる可能性がある。

中間利息控除に用いられる利率について、固定利率とする規定が定められる場合には、特に変更を要しないと考えられるが、法定利率が変動制に移行し、中間利息控除に関する規定が民法に定められなかったときに、法定利率と異なる利率を用いる場合には、中間利息控除に用いる利率に関する規定を保険約款に設ける必要が生ずると思われる。

催告期間経過時の債務不履行が契約目的の達成を妨げるものでないときは解除できない旨の規定が設けられる場合には、保険契約が長期間継続し、かつ保険料積立金が相当程度あり、同一の保険者の複数の保険契約の保険料が同一日に同一の預金口座から振り替えられ、その預金口座残高が振替保険料全額にわずかに足りないため、その全額が振り替えられなかった場合には、催告期間を経過してから相当期間内に振り替えられなかった保険料が支払われれば、契約目的の達成を妨げるものでないとして、契約を継続できる旨の約定を新たに保険約款に設けることが検討され得ると考えられる。

また複数契約の解除に関する規定が設けられた場合に、一つの主契約が保険料支払債務不履行により解除されるとき、保険者は、同一商品名の下で組み合わせて契約された他の主契約または特約をすべて解除できる旨の約定がなされている場合、または保険約款において、保険契約者による特約のみの解除もしくは関連する複数の主契約の一つのみの解除を認めてない場合に、複数の契約相互の密接な関連性を明確に約款に規定することが求められる可能性があると考えられる。

契約上の地位の移転については、保険者の承諾を要する旨が保険約款に定められていることが通例であるが、承諾を要しない場合が民法に定められる場合には、保険者の承諾を要しない場合を約款に明記することを検討する必要があると考えられる。

継続的契約の更新みなし規定が定められる場合には、自動更新を行っている保

レジュメ:金岡 京子

険契約に関しては特に約款改訂を要しないと思われるが、自動更新または請求更新の取扱をしない損害保険契約においては、請求更新の要件、効果を明確した約款を新たに定めることについて検討する必要があると考えられる。

なお、約款変更および事情変更の法理による解除または契約改訂請求については、上記で検討したように、中間試案の内容は、保険契約者等の保護の強化という保険法の現代化の目的とは相いれない部分もあるため、本報告では、中間試案の内容を前提とした保険約款改訂の必要性についての検討は行わないこととする。

(3)消費者契約法 10条との関係

保険契約者等の保護の観点から重要な改正または新設であり、保険法現代化の趣旨と合致し、保険法とともに、保険契約の現代化を支える内容であると解され得る中間試案は、消滅時効の起算点、中間利息控除、債務不履行解除、契約上の地位の移転、および継続的契約の終了に関する規定であると考えられる。

したがって、上記に関連する保険約款が、民法の任意規定が適用される場合に 比べ、保険契約者の権利を制限し、または義務を加重するものであって、信義則 に反し、保険契約者の利益を一方的に害する場合には、消費者契約法 10 条によ り無効となる可能性がある。もっとも消滅時効の起算点に関する規定は、その性 質上強行規定となることが想定されるため、乙案が規定された場合には、乙案の 規定と異なる保険約款を用いることはできなくなると考えられる。

消費者契約法 10条の任意規定には判例も含まれると解する場合に特に問題となるのは、法定利率が変動制に改められる一方で、中間利息控除に関する規定が民法に定められなかった場合である。たとえば中間利息控除に用いる利率を固定利率とすることが、法定利率を用いる場合に比べ、信義則に反し、消費者の利益を一方的に害するものではないことを検証した上で、固定利率を用いることを保険約款に明示することが必要とされる可能性があると考えられる。

シンポジウム「保険取引から見た債権法改正」

レジュメ:金岡 京子

3 . 民法による保険約款の内容規制の実効性

(1)中間試案の不当条項規制の内容

中間試案によれば、当該約款条項が存在しない場合に比べ、約款使用者の相手 方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重するものであって、その制限又は加 重の内容、契約内容の全体、契約締結時の状況その他一切の事情を考慮して相手 方に過大な不利益を与える場合には、当該約款条項を無効とする旨の不当条項規 制の導入が検討されている。中間試案の不当条項規制においては、不当条項であ るか否かは、明文の規定に限らず、判例等によって確立しているルールや、信義 則等の一般条項、明文のない基本原理等を適用した場合と比較して、当該条項が 相手方の権利を制限し又は義務を加重し、その結果相手方に過大な不利益を与え ているか否かという観点から判断するものとしている。また約款条項の不当性を 判断するに当たって、契約内容の全体を考慮することとし、かつそれが過大な不 利益を与えるものであることを要するとしていることから、契約内容の全体をみ れば不利益が相手方にとって過大ではないと判断される場合には、その約款条項 は不当条項ではないことになる。さらに中間試案では、契約締結時の状況その他 一切の事情も考慮して相手方に過大な不利益を与えているか否かが判断される こととされているが、消費者契約の場合に契約締結時の事情が考慮されるドイツ の約款の内容規制に関する一般ルール(BGB§307Abs.1,2,§310Abs3,N.3)とは、 この点において異なっている。もっとも補足説明によれば、個々の相手方との関 係で個別に条項の不当性を判断するのか、多数の相手方に対して一律に適用され ることを前提に画一的に不当性を判断するのかという問題については、解釈に委 ねることとされている。 同様に契約の中心部分に関する条項が不当条項規制とな るか否かについても、解釈に委ねることとされている。

(2)保険法の片面的強行規定との関係

保険法は、保険契約者等の保護をより確実なものとするために、その規定に反する特約で保険契約者等に不利なものを無効とする片面的強行規定を定めてい

レジュメ:金岡 京子

る。保険契約者等に不利な特約には、片面的強行規定よりも形式的にみて不利になっている特約だけでなく、実質的にみて保険法が片面的強行規定を定めた趣旨を没却するような特約も含まれる。実質的に見て保険契約者等に不利な特約であるか否かについては、総合判断説に基づき、当該片面的強行規定の趣旨および射程範囲、当該約款の規定の目的、要件および効果等を総合的に勘案して判断するという考え方が有力である。

民法に約款の不当条項規制に関する規定が設けられた場合には、保険法の片面的強行規定により内容規制を受ける保険約款が、民法の不当条項規制の対象となり得るか否かが新たな問題となる。しかしながら、保険法の片面的強行規定の場合には、保険契約者等の権利の制限および義務の加重に限定していないこと、保険契約者等に過大な不利益を与えていなくても、保険契約者等に不利であれば無効となること、当該約款の規定目的、要件および効果等を総合的にみて保険契約者等に不利であるか否かが判断されること等から、保険法の片面的強行規定に反しないと判断された保険約款の条項が、民法の不当条項規制により無効となる可能性を想定することは困難であると考えられる。

もっとも、中間試案で示された不当条項規制の枠組みの中では、法規の目的から逸脱している約款条項や、不明瞭で理解できない約款条項(つまり透明性原則に反する約款条項)が、契約の相手方の権利を制限し又は義務を加重し、契約の相手方に過大な不利益を与えることもあるという解釈が可能であるならば、保険法の片面的強行規定で無効となる保険約款が、民法の不当条項規制によっても無効となる場合もあり、また、保険法の片面的強行規定で無効とならない保険約款が、民法の不当条項規制により無効となる可能性もなくはないと考えられる。もしこのような場合が想定されるとするならば、片面的強行規定に係る保険約款が民法の約款規制により無効とされる場合があるドイツの保険約款規制と類似の状況に近づくことになるであろう(ドイツでは、契約前発病不担保条項が、保険契約法の告知義務に関する片面的強行規定の目的を没却するものとして無効とされた裁判例や片面的強行規定に係る生命保険の解約返戻金に関する条項が、透

シンポジウム「保険取引から見た債権法改正」

レジュメ:金岡 京子

明性原則に反し無効とであるとされた裁判例等がある)。

(2)民法による保険約款規制範囲拡大の可能性

中間試案の約款の内容規制に関する規定は、任意規定との比較に限定していない点、および消費者契約以外の契約にも適用される点で、消費者契約法 10 条の不当条項規制に比べ広い範囲の保険約款を規制対象とすることになると考えられる。民法の不当条項規制では、契約の相手方の権利を制限し又は義務を加重する約款が対象となることから、保険給付並びに保険給付の範囲を確定する条項、および保険料を確定する条項は、契約の相手方の権利の制限や義務の加重に関わらない条項として、不当条項規制の対象にはならないと解されるが、上記(1)で検討した透明性原則違反も不当条項規制の対象になると解する場合には、保険給付の範囲が不明瞭なために理解できなかったことにより、保険給付請求権の行使が制限されたと認められる場合には、無効となる場合もあると考えられる。しかし、このような解釈が成り立つか否かはともかくとして、約款の不当条項規制に関する規定が新たに民法に設けられるならば、事業者を相手方とする保険契約において、保険法および民法の任意規定と異なる約款条項を使用する場合、保険給付の免責を定める約款条項が保険契約者に過大な不利益となっている場合等は、少なくとも新たに不当条項規制の対象になると解される。

したがって、民法に不当条項規制が規定された場合には、保険約款の内容規制の範囲は拡大すると考えられる。たとえば、保険法 17 条 2 項と異なり、責任保険契約において、重過失によって生じた損害をてん補する責任を負わないことを定める約款の条項は、その条項がない場合に比べ、保険契約者の義務を加重するものであると考えられるが、その加重の内容、契約内容の全体、契約締結時の状況その他一切の事情を考慮して、保険契約者に過大な不利益を与えていると判断される場合には、当該約款条項が無効になる可能性があると考えられる。

レジュメ:金岡 京子

(3)解釈による保険約款規制と比較した場合の実効性

中間試案の補足説明によれば、裁判例において、解釈を通じてその条項が適用される場面を合理的な範囲内に制限すること(いわゆる隠れた内容規制)が多く行われてきたことを踏まえて、司法的コントロールの内容を明らかにして予測可能性を高めるため、約款条項の合理性を担保するための具体的な規律を置く必要があると考えられている。この見解によれば、これまで裁判所の解釈を通して無効となることもあり得ると考えられる。たとえば、その例として、自動車保険契約における保険事故通知義務に関する保険約款(最判昭和 62 年 2 月 20 日民集41 巻 1 号 159 頁)火災保険契約における目的物の譲渡に関する通知義務に関する保険約款(最判平成5年3月30日民集47 巻 4 号 3384 頁)等が考えられる。上記最判62 年 2 月 20 日で問題となった保険約款の条項は、2010 年にようやく改訂されたが、不当条項として無効とされていたならば、保険約款条項の改訂はさらに以前に改訂された可能性もあったと考えられる。その意味では、民法に不当条項規制が設けられた場合には、保険約款の内容規制の実効性を高めることが可能になると評価し得るであろう。

(4)見直しの必要性があると考えられる中間試案の規定

以上の検討を通して明らかになったことは、民法に不当条項規制が新たに設けられた場合には、保険約款規制の実効性も高まる可能性があり、その意義は重要であると考えられることである。しかしながら、中間試案は、不当条項の対象、不当条項の判断基準について解釈に委ねている部分が多く、法的安定性に欠ける面が否めないことから、ドイツ民法 307 条のような明確な規定とすべく見直しの検討が必要であると思われる。また不当性を判断する際に、契約締結時の状況その他一切の事情を考慮することとしているが、このような契約締結時の個別事情の考慮は、消費者契約に限定する等の検討が必要であると思われる。

シンポジウム「保険取引から見た債権法改正」

レジュメ:金岡 京子

4 . 無効とされた保険約款の欠缺補充の方法

(1)任意法規の適用

中間試案には、約款条項が無効となったときに、 契約のその他の部分の効力が妨げられないこと、 無効とされた約款条項の欠缺は、任意法規または補充的契約解釈により、補充されること、 法規に基づく約款の補充を考慮するとしても、その契約を継続することが契約の一方当事者にとって過酷になる場合には、その契約全体が無効となることを定めるドイツ民法 306 条のような規定が設けられていないため、法律行為の一部無効に関する規定および契約の解釈に関する規定に基づき、その効果を確定していくことになる。

保険約款の条項が無効となったときは、中間試案の法律行為の一部無効に関する規定に基づき、契約全体が無効となることはないと解される。また無効となった保険約款の代わりとなる任意規定がある場合には、当該約款条項に代えて任意規定が適用されることになると解される。

(2)補充的契約解釈

無効とされた保険約款の条項の代わりとなる任意規定がない場合には、補充的契約解釈により、約款の欠缺を補充する必要がある。保険約款の解釈を通して実質的にその効力を否定した裁判例においては、裁判官の解釈を通して、保険約款の内容が補充されてきた。その場合には、多数の契約を定形的に規律するという保険約款の性質を考慮し、平均的あるいは合理的な顧客の理解可能性を基準として、約款の文言を合理的に解釈する手法により保険約款の内容を確定していくことが通例であり、保険約款の作成経緯、作成目的および保険者の理解は、約款の文言に現れてこない限り、原則として解釈の基準とされるべきではないと解されている。もっとも、平均的保険契約者が保険約款の作成目的等を知ることができ、かつ保険約款の作成目的等を考慮した解釈をするほうが保険契約者に有利な場合、もしくはそのような考慮をしなければ、当該保険契約を支える保険技術的な仕組みを維持できなくなる場合には、保険約款の作成目的等を解釈の基準とする

レジュメ:金岡 京子

ことも可能であると解されている。ちなみにドイツでは、保険契約法の立法経緯を参照して、生命保険約款条項の補充的契約解釈が行われ、無効とされた約款条項の欠缺補充が行われたこともある。

上記のような保険約款の解釈手法を考慮すると、当該契約に関する一切の事情を考慮して、当該契約の当事者が合理的に考えれば理解したと認められる意味に従って解釈しなければならないとする中間試案の契約解釈原則に関する規定を保険約款の解釈にそのまま適用することは困難であると考えられる。また、多数の契約を定形的に規律するという保険約款の性質を鑑みると、中間試案の補充的解釈のように、当事者がそのことを知っていれば合意したと認められる内容を確定することは困難であると考えられる。したがって、無効とされた保険約款の欠缺補充を行うためには、判例で確立された保険約款の解釈手法を包含できるような補充的契約解釈に関する規定を設ける必要があると考えられる。

(3)約款変更の方法

最後に残された問題として、無効とされた保険約款と同様の約款条項を使用する保険者は、いかなる方法により、継続中の保険契約に適用される保険約款の変更を行うことができるかという問題がある。この問題は、無効とされた約款条項の欠缺を補充しなければ、保険給付の担保範囲に影響が及ぶ場合に、とりわけ深刻化する可能性がある。

上記 2 (1) で検討したように、中間試案の約款変更に関する規定は、保険契約者等の保護の面で問題がある規定であることから、契約目的を維持したうえで保険契約者の利益を適切に考慮すること等の要件が付け加えられない限り、この規定に基づく保険約款変更は行われるべきでないと考えられる。

したがって、保険者は、継続中の保険約款の条項が判決により無効とされた場合の欠缺補充に関する条項を保険約款に定め、保険業法施行規則 11 条 7 号の要件を満たす変更留保約款に基づき、保険約款の変更を行う方法を検討する必要があると考えられる。

シンポジウム「保険取引から見た債権法改正」

レジュメ:金岡 京子

5.保険法現代化の継続的展開へ向けた課題

民法債権法改正は、保険契約に関係する民法の規定を明確化し、法的安定性を高め、その結果として保険契約者等保護の強化に資する面もある点において、その意義を肯定的に評価することができる。約款の変更および事情変更の法理に関する中間試案は、保険契約者等の保護とは反対の効果をもたらす可能性があるため、民法に規定を設ける必要があるか否かも含めて見直しが必要であると考える。約款に関する規定の新設は、保険法現代化の継続的展開に合致する方向にあるが、約款の解釈、約款の無効の効果、約款の内容規制に関する規定については、保険約款の特性を包含できる規律内容に改める必要があると考える。

本報告は、平成 22 年度から平成 25 年度、科研費基盤研究(C)「保険契約における解約返戻金規整の現代化に関する研究」(研究代表者 金岡京子)の成果の一部である。